

データ利活用にかかわる法制度の動向について

弁護士・ひかり総合法律事務所
理化学研究所革新知能統合研究センター客員主管研究員
国立情報学研究所客員教授
板倉陽一郎

自己紹介

- 2002年慶應義塾大学総合政策学部卒，2004年京都大学大学院情報学研究科社会情報学専攻修士課程修了，2007年慶應義塾大学法務研究科（法科大学院）修了。2008年弁護士（ひかり総合法律事務所）。2016年4月よりパートナー弁護士。
- 2010年4月より2012年12月まで消費者庁に出向（消費者制度課個人情報保護推進室（現・個人情報保護委員会事務局）政策企画専門官）。2017年4月より理化学研究所革新知能統合研究センター客員主管研究員，2018年5月より国立情報学研究所客員教授。
- 総務省・情報通信法学研究会構成員，経済産業省・中小企業・小規模事業者のデータ利活用に関する検討委員会委員，IoT推進コンソーシアム・データ流通促進WG委員等。
- 法とコンピュータ学会理事，日本メディカルAI学会監事，一般社団法人データ流通推進協議会監事等。

アジェンダ

- 1. 官民データ活用推進基本法・基本計画
 - (1) 官民データ活用推進基本法の成立
 - (2) 官民データ法と個人情報保護法の関係
 - (3) 官民データ活用推進基本計画
- 2. デジタル時代の新たな IT 政策大綱
- 3. 質疑応答

1. 官民データ活用推進基本法・基本計画

(1) 官民データ活用推進基本法の成立

- 2016年12月7日に官民データ活用推進基本法（以下、官民データ法）が成立。
- 「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、（中略）官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与すること」を目的とし、個人情報・個人データのみに限られない電磁的記録たる「官民データ」の活用を推進しようとするもの。
- AIやIoTを中心とした情報通信技術の進展を背景に、「官（国、地方公共団体等）、民（企業等）の諸活動自体を、データ活用を前提とした社会に適応するものに転換し、官民双方が各々保有するデータ（官民データ）をみんなで活用できる環境を整備することにより、国民一人一人が豊かさを真に実感できる社会モデルを構築していくことが必要である」との考え方をベースにしている。

目的 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。（1条）

第1章 総則

- ◆「官民データ」とは、電磁的記録（※1）に記録された情報（※2）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。（2条）
 - ※1 電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。
 - ※2 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すこととなるおそれがあるものを除く。
- ◆ **基本理念**
 - ① IT基本法等による施策と相まって、情報の円滑な流通の確保を図る（3条1項）
 - ② **自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等**を図り、活力ある日本社会の実現に寄与（3条2項）
 - ③ **官民データ活用により得られた情報を根拠**とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する（3条3項）
 - ④ 官民データ活用の推進に当たって、
 - ・ **安全性及び信頼性の確保**、国民の**権利利益**、**国の安全**等が害されないようにすること（3条4項）
 - ・ 国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での**情報通信技術の更なる活用**（3条5項）
 - ・ 国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための**基盤整備**（3条6項）
 - ・ **多様な主体の連携を確保**するため、規格の整備、互換性の確保等の**基盤整備**（3条7項）
 - ・ **AI、IoT、クラウド等**の先端技術の活用（3条8項）
- ◆ **国、地方公共団体及び事業者の責務（4条～6条）**
- ◆ **法制上の措置等（7条）**

第2章 官民データ活用推進基本計画等

- ◆ 政府による官民データ活用推進基本計画の策定（8条）
- ◆ 都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定（9条1項）
- ◆ 市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定（努力義務）（9条3項）

第3章 基本的施策

- ◆ 行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進（10条）
- ◆ 国・地方公共団体・事業者による自ら保有する官民データの活用の推進等、関連する制度の見直し（コンテンツ流通円滑化を含む）（11条）
- ◆ 官民データの円滑な流通を促進するため、データ流通における個人の関与の仕組みの構築等（12条）
- ◆ 地理的な制約、年齢その他の要因に基づく情報通信技術の利用機会又は活用に係る格差の是正（14条）
- ◆ 情報システムに係る規格の整備、互換性の確保、業務の見直し、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備（サービスプラットフォーム）（15条）
- ◆ 国及び地方公共団体の施策の整合性の確保（19条）
- ◆ その他、マイナンバーカードの利用（13条）、研究開発の推進等（16条）、人材の育成及び確保（17条）、教育及び学習振興、普及啓発等（18条）

第4章 官民データ活用推進戦略会議

- ◆ IT戦略本部の下に官民データ活用推進戦略会議を設置（20条）
- ◆ 官民データ活用推進戦略会議の組織（議長は内閣総理大臣）（22、23条）
- ◆ 計画の案の策定及び計画に基づく施策の実施等に関する体制の整備（議長による重点分野の指定、関係行政機関の長に対する勧告等）（20条～28条）
- ◆ 地方公共団体への協力（27条）

附則

- ◆ 施行期日は公布日（附則1項）
- ◆ 本法の円滑な施行に資するための、国による地方公共団体に対する協力（附則2項）

(2) 官民データ法と個人情報保護法の関係

- 官民データ法の考え方と、個人情報保護法はどのように折り合いをつけているのか？
- 個人情報保護法の改正にあわせて自由民主党政務調査会名義で公表された「個人情報保護法改正に関する提言」（2015年2月12日）に萌芽
 - 3項で、本来の法改正の趣旨を踏まえ、保護法の目的規定および新たに設置する第三者委員会の任務規定に、個人情報の利活用の推進に配慮する旨を明記すること、という内容が含まれていた。保護法の目的規定および個人情報保護委員会の任務規定に「個人情報の利活用の推進」を盛り込むという動きがあったことになる。
- ~~しかしながら、実際には、個人情報保護法の改正に当たって、保護と利活用のバランスを利活用側に倒すということも行われず。個人情報保護法1条の目的規定が加筆されたことも、保護と利活用のバランスを利活用側に傾斜させるものではないと説明されている、むしろ官民データ法では、官民データ活用の推進は、個人情報保護法をはじめ、サイバーセキュリティ基本法や、いわゆるマイナンバー法など、その他の関係法律による施策と相まって、個人および法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図ることを旨として行われなければならないとした。~~
- 官民データの活用を推進するに当たっては個人情報保護法を遵守し、「個人及び法人の権利利益」が保護されなければならないことが明記された。

(3) 官民データ活用推進基本計画

- 官民データ法の実施に当たっては、「官民データ活用の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため」（官民データ法8条1項）、**官民データ活用推進基本計画**が定められる。
- 官民データ活用推進基本計画の最新のものは、2018年6月15日付の「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（以下、基本計画）。
- 2019年6月7日、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 改定」がIT戦略本部で決定されたが、**2019年6月12日現在非公表**（閣議決定後に公表されると思われる）。

- 我が国のIT戦略については、**IT総合戦略本部**が設置されて以降、IT基本法に基づく重点計画として策定されてきた。
- 平成25年の**政府CIO設置**以降は、**府省庁の縦割りを打破して「横串」を通す**ことにより、多様な政策課題に取り組み、着実な成果を積み重ねてきている。
また、平成28年度の**各府省庁における専任の副CIO設置**をきっかけに、同副CIOを軸として、府省庁間の連携、ノウハウの横展開を含め、**自発的に課題を認識し、明確な目標を持って取組を進める**動きも出てきている。
- こうした取組・成果を基に、**政府の取組を地方・民間まで広める「デジタル・ガバメントの実現」**に向け、「IT新戦略の策定に向けた基本方針※¹」及び「デジタル・ガバメント実行計画※²」を策定し、取組の更なる拡充・横展開に着手している。
- 今般のIT新戦略は、「**世界最先端デジタル国家**」の創造に向け、政府の行政サービスを起点として、紙中心のこれまでの行政の在り方等を含めた大改革を断行することで、**国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現**することを目指す。

※1 平成29年12月22日 IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。

※2 平成30年1月16日 eガバメント閣僚会議決定。さらに、各府省のITガバナンスを強化し、各種取組を推進するため、各府省におけるデジタル改革の中長期計画を平成30年上半期を目途に策定。

基本的考え方

国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会の実現 —「世界最先端デジタル国家」の創造へ—

政府CIO制度創設以降の**着実な取組・成果の拡充・横展開**に着手し、デジタル改革を断行

重点取組①

デジタル技術を徹底的に活用した 行政サービス改革の断行

- 行政サービスの100%デジタル化
(デジタルファースト法案(仮称)の策定等)
- 行政保有データの100%オープン化
- デジタル改革の基盤整備

重点取組②

地方のデジタル改革

- IT戦略の成果の地方展開
- 地方公共団体におけるクラウド導入の促進
- オープンデータの推進
- シェアリングエコノミーの推進
- 地域生活の利便性向上のための「地方デジタル化総合パッケージ」

重点取組③

民間部門のデジタル改革

- 官民協働による手続コスト削減
- データ流通環境の整備
- 協調領域の明確化と民間データの共有
- デジタル化と働き方改革

重点取組④

世界を先導する分野連携型「デジタル改革プロジェクト」

- 世界最高水準の生産性を有する港湾物流の実現
- データ駆動型のスマート農水産業の推進
- データヘルス×マイナポータルの連動
- 自動運転による新しい移動サービスの実現

抜本改革を支える新たな基盤技術等

- 基盤技術 (AI、クラウド/エッジ・コンピューティング、セキュリティ対策、5G、ブロックチェーン等)
- 人材の育成等
- 抜本改革後に到来するデジタル社会

重点取組⑤

抜本改革推進のための体制拡充と機能強化

実現性を高めるための実行計画と迅速かつタイムリーなPDCAサイクルによるスパイラルアップ
(官民データ活用推進基本計画の重点8分野※における全259施策、デジタル・ガバメント実行計画、各府省中長期計画)

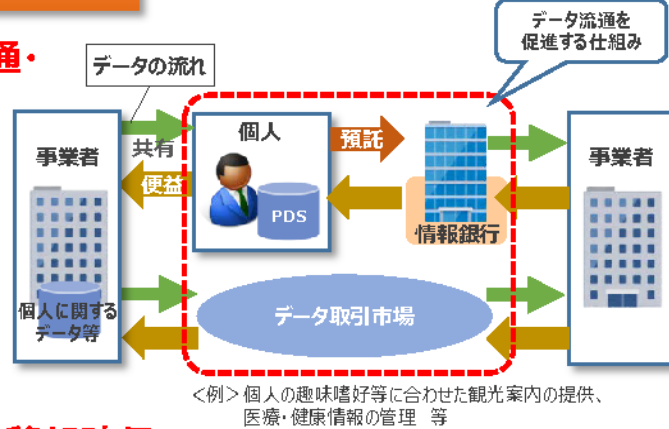
2019/6/12

民間主体で、データの安心な提供と利用が両立し、データ流通が促進される環境を整備

パーソナルデータ

● 情報銀行の実装などデータ流通・活用促進のための環境整備

- 個人の関与の下、民間主体でデータ流通を進めるため、情報銀行、PDS、データ取引市場の実装に向けた制度を整備※1



● パーソナルデータの円滑な越境移転確保

- EUのGDPR（一般データ保護規則）施行を踏まえ、日EU間をはじめ、個人データの越境移転を相互・円滑に確保できる枠組みについて、戦略的な取組を推進※2

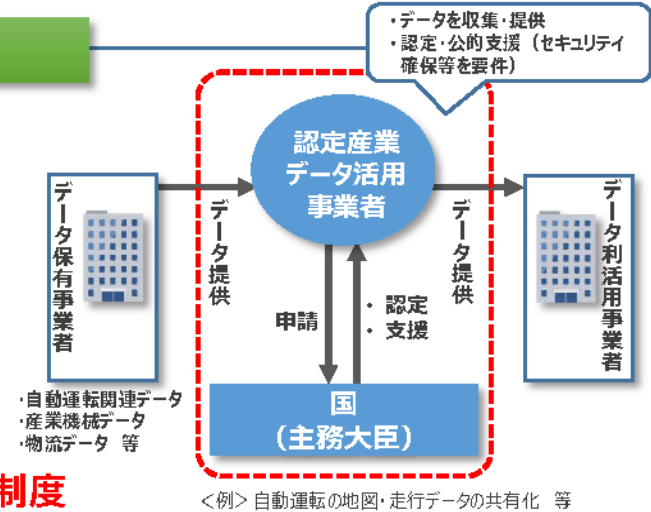
※1 情報信託機能の認定に係る指針【総務省、経済産業省】（平成30年6月とりまとめ予定）

※2 個人情報保護法ガイドライン（EU十分性認定移転編）【個人情報保護委員会】（平成30年前半に制定予定）

産業データ

● 共有可能な産業データの活用

- データを産業競争力強化や社会課題解決につなげるため、協調領域におけるデータの収集・活用等を行う民間事業者の取組を主務大臣が認定し、公的支援を実施※3



● データの不正流通に対する差止制度

- 企業の競争力がデータやその活用に移りつつある中、データを安心・安全に利用できる事業環境の整備等に向けて、データの不正取得等に対する差止制度の創設※4やそれを踏まえたガイドライン策定を推進

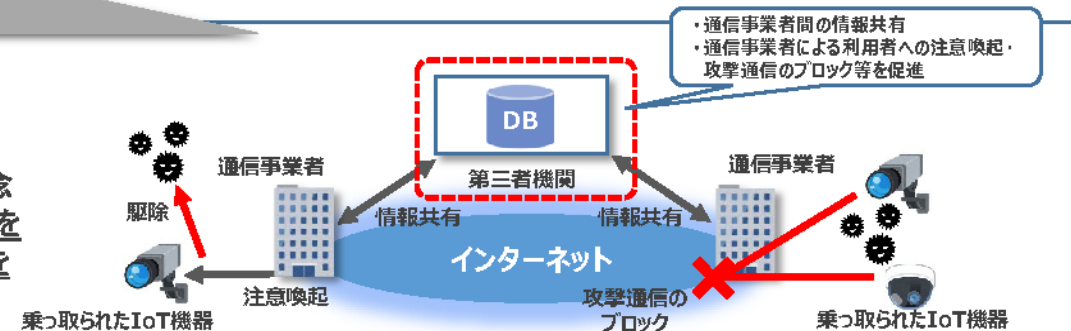
※3 生産性向上特別措置法【経済産業省、総務省】（平成30年5月成立）

※4 不正競争防止法等の一部を改正する法律【経済産業省】（平成30年5月成立）

セキュリティ

● サイバー攻撃への対応

- IoT機器を悪用したサイバー攻撃によるインターネット障害が国民生活や経済活動に与える影響が懸念される中、対策として、サイバー攻撃を行うマルウェア感染機器などの情報を通信事業者が第三者機関を通じて共有するための制度を整備し、通信事業者による利用者への注意喚起・攻撃通信のブロック等を促進※5



2019/6/12

第9回 コラボレーション・プラットフォーム

2. デジタル時代の新たな IT 政策大綱

- 2019年6月7日に「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 改定」と同時にIT戦略本部決定。
 - 「近年の急速なデジタル技術の進展により、国民生活やビジネスにおいて「破壊的」とも形容される変化が生じている中であって、少子高齢化などの社会課題の解決を図り、デジタル時代の国際競争に勝ち抜くため、特に求められる新しい政策として、平成30年12月19日に開催された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議において決定された、「今後のIT政策の方向性について」の中で示された内容をさらに深掘し、わかりやすく提示することにより、今後の我が国のIT政策の「羅針盤」とすることを図るもの」と説明されている。

「デジタル時代の新たなIT政策大綱（案）」の概要

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室
令和元年6月

1. 「デジタル時代の新たなIT政策大綱」の位置づけ

平成30年12月19日 第75回IT戦略本部 安倍総理大臣指示事項（要旨）



- ①自由で開かれた国際データ流通圏を世界に広げていくための国際連携を進めてください。
- ②個人情報保護法を始め必要な国内の法令整備と、体制強化に直ちに着手してください。
- ③A I 時代の人材育成や、時代遅れとなったシステムの刷新など、官民の緊密な連携の下、取組を強力に推進してください。
- ④各大臣におかれてはこれらの政策に関し、平井大臣を中心に来年春を目途に、Society5.0時代に向けた「新たな I T 政策大綱」を取りまとめ、速やかに実行してください。

「デジタル時代の新たな I T 政策大綱」の位置づけと意義

上記の総理指示事項と、①急速に進展するスマホ、SNS、AIなどの「デジタル技術・サービス」、②デジタル技術を駆動させる戦略資源として国際的な獲得競争が進む「データ」、③デジタル技術・サービスにより恩恵を受ける一方で激しい変化の中にある「国民生活・ビジネス」、などの現状と実態を踏まえて、この時代（＝デジタル時代）に特に求められる政策を大綱としてとりまとめるもの。

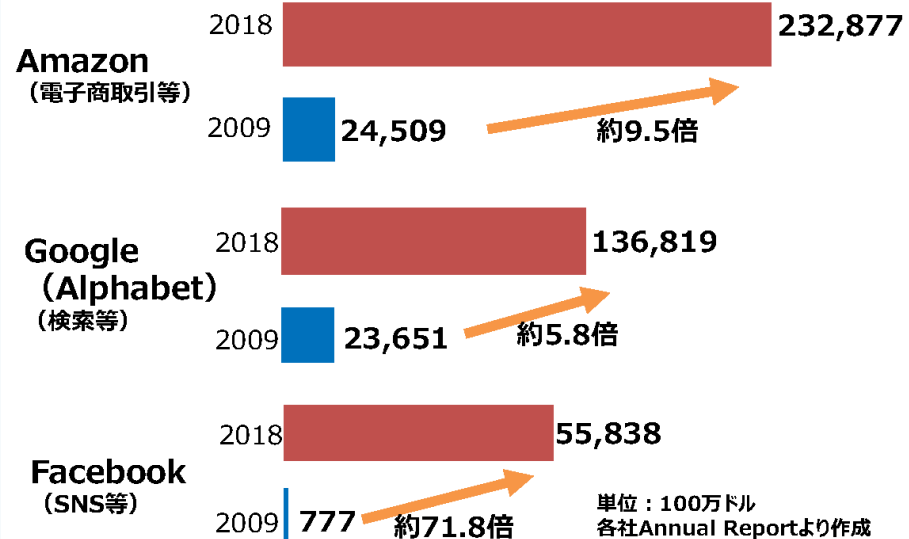
2. デジタル時代の国際競争は「第2幕」へ移行（大綱の目的①）

デジタル時代の国際競争の「第1幕」

- 第1幕は、サイバー空間が競争の場。
- 日常の行為（「検索」、「コミュニケーション」、「消費」）を、サイバー空間で可能にするサービスが世界に普及。
- サイバー空間でのアプリや広告の高度化が競争の軸。

米国のプラットフォーマーの売上高の推移

デジタル技術を活用した利便性の高いサービスを提供。この10年間で、大きく事業を拡大。

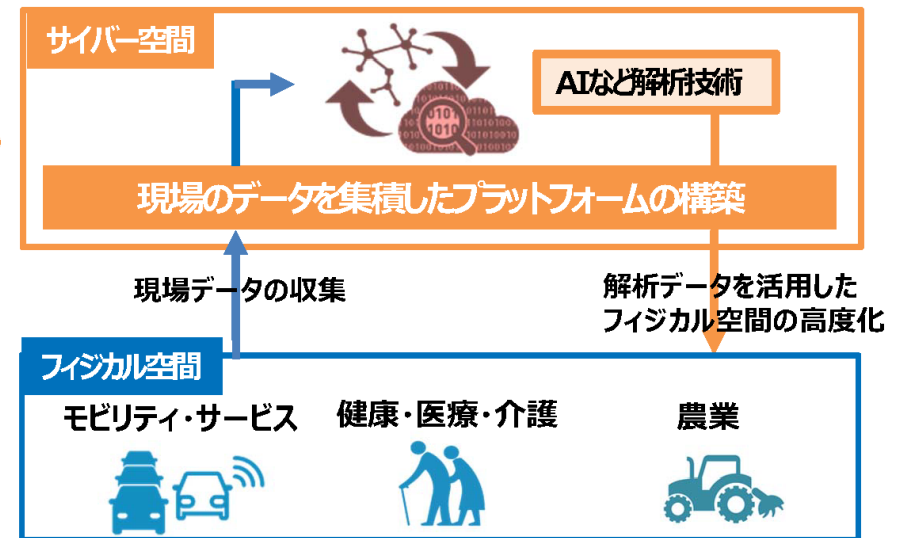


「第1幕」の競争は、海外の企業が世界で事業を拡大。

デジタル時代の国際競争の「第2幕」

- 第2幕は、サイバーとフィジカルの融合が競争の場。
- AIで分析したデータを、フィジカル（現場）に適用し、ビジネスの高度化を図る競争。日本の強みである「カイゼン」、「すり合わせ」、「現場力」などを生かせるチャンス。
- 一方で、フィジカル空間のデジタル化の競争に負ければ、日本は「勝ち筋」を失うリスクもある。

デジタル時代の「第2幕」の競争のイメージ

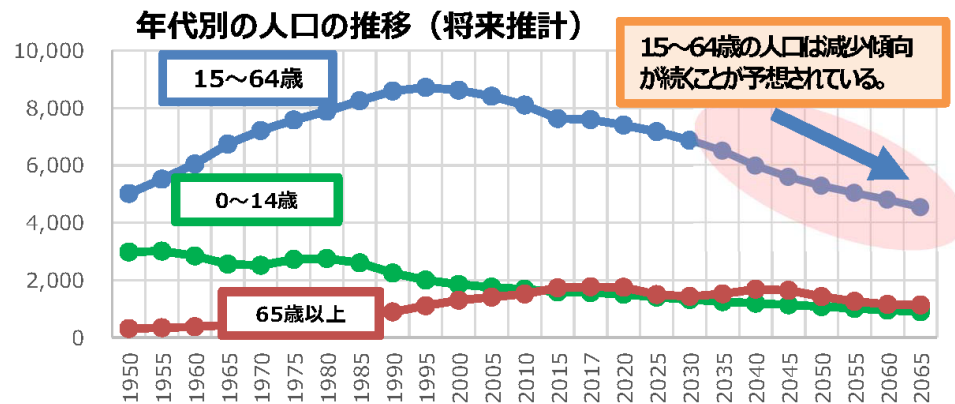


「第2幕」で勝つため、デジタル化やデータ活用の基盤整備を進める、新たな政策対応が必要。

3. 社会全体のデジタル化による課題解決へ向けて（大綱の目的②）

1. 少子高齢化の現状

■ 日本の高齢化率は、世界と比較しても**高い水準**。



2. 戦略的なデジタル立国 – エストニアの事例

- 1991年の独立直後から、**IT・デジタルの活用を戦略的に進め**、小国だが、**簡素で効率的な社会モデル**を実現。（人口132万人、国土は日本の1/9）
- 99%の行政手続はネットで完結。民間の**イノベーションも促進**（「スカイプ」は同国のベンチャー企業が開発）。

行政手続	99% がオンラインで手続可能	会社設立	98% がオンライン設立
IDカード	98% の国民が所有	銀行取引	99% がオンライン取引
納税	95% はオンラインで納税	健康医療	99%の国民が デジタルの医療記録を保有

参考となる
モデル

3. デジタル手続法

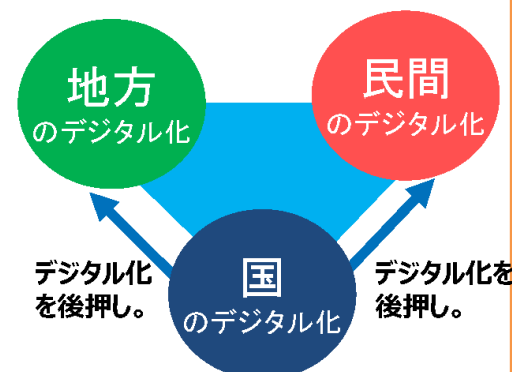
■ 通常国会で成立した「**デジタル手続法**」をきっかけに、一気に社会全体のデジタル化を進める。

- | 行政手続オンライン化法
(平成14年) | デジタル手続法
(令和元年) |
|---------------------------|--------------------------|
| ① 行政機関にオンラインの裁量 | ① 行政機関にオンライン化を義務付け |
| ② システム整備は各省の判断。 | ② オンライン化の対象手続を閣議決定（整備計画） |
| ③ 戸籍など添付書類は紙での提出を求める手続が存在 | ③ 添付書類撤廃を義務付け |
- 改正

デジタル化に向けた
大きなステップ

社会全体のデジタル化による課題解決

■ 少子高齢化を克服するためには、手続などに時間を取られない、**生産性が高く簡素・効率的で豊かな社会の実現**が一つの方途。



デジタル手続法に基づく取組をスピード感を持って進める。

社会全体のデジタル化を、一気に進めるための**新たな政策対応**が必要。

4. デジタル時代の新たなIT政策大綱（全体像）

①データの安全・安心・品質

- デジタル時代のイノベーションの源泉である「データ」は、「21世紀の石油」として戦略資源となっている
- 安全・安心を確保する政策により、国民や企業が自由・安全にデータを活用できる環境を整備。



国際的なデータ
流通網の構築

DFFTの実現
自由・安全にデータを活用できる環境整備

個人情報の
安全性確保

個人情報保護とイノベーションのバランスを考慮し、
「個人情報保護法・関係法令」の見直しを進める

重要産業の
ハレーションデータ

サイバーとフィジカルの融合を前提とした
セキュリティ対策

政府・公共調達
の安全性確保

政府調達の安全対策の実施
政府クラウドの安全性評価基準の策定

②官民のデジタル化の推進

- 官民が一体となって、レガシーシステムの刷新などを進め、デジタル・トランスフォーメーションを推進。
- 「デジタル時代の第2幕」の国際競争に勝ち抜くため、データやAIを最大限活用する環境整備を進める。



行政のデジタル化
の徹底

政府情報システム関係予算の一括上
マイナンバーカードの利活用推進

民間のデジタル化
の推進

デジタル化を後押しする
「格付制度」の創設

プラットフォーム型
ビジネスに対応
したルール整備

第9回「プラットフォーム」
公平・公正な
デジタル市場の実現

AI活用型社会
の構築

AIの利活用推進
AI時代の人材育成

5Gインフラの
全国展開

きめこまかな
5Gの全国展開

デジタル時代の
新しいルール設計

アーキテクチャによる
ルール設計

- デジタル時代の競争力の源泉である「データ」は、特定の国が抱え込むのではなく、プライバシーやセキュリティ・知的財産などの安全を確保した上で、原則として**国内外において自由に流通することが必要**。
- 平成31年1月のダボス会議において、日本から発信した「**データ・フリーフロー・ウィズ・トラスト (DFFT) のコンセプトについて国際的に共通認識を得て、その実現を目指す**」。

Data Free Flow with Trust (DFFT)

自由で開かれたデータ流通

データの安全・安心

<取組例>

- WTOに基づく「デジタル貿易ルール」
 - ・本年1月のWTO電子商取引有志国会合で77か国が交渉に参加。
- 多国間での制度協力
 - ・本年1月に日EU間の個人データに係る相互認証枠組みの構築（十分性認定）
 - ・CBPRの推進（APEC）

<今後の進め方>

- 本年、日本で開催されるG20貿易・デジタル大臣会合（6月8・9日）やG20首脳会合（6月28・29日）などの国際的な議論の場を活用し、各国の共通理解を醸成しつつ、日本がリーダーシップを発揮してDFFTのコンセプトの共有を進める。

- 個人情報保護法の「いわゆる3年ごとの見直し」を見据え、本年1月より、個人情報保護委員会において、実態把握や議論整理等を行い、中間整理をとりまとめ、公表（平成31年4月25日）。
- 個人情報保護とイノベーションを促進する観点とのバランスを考慮しつつ、国内外の事業者のイコール・フッティングを確保するための対応等を含めて検討を進め、**令和2年早期の法案提出を目指す。**

「中間整理」で示した論点と検討の方向性（概要）

1	個人の権利の在り方	● 事業者負担など多面的な検討に留意しつつ、 利用停止等 （事業者等に対する個人情報の削除・利用停止請求）に関して個人の権利を広げる方法などの検討。
2	漏洩報告の在り方	● 漏洩報告の義務化と軽減措置の在り方 の検討（現行は努力義務）
3	個人情報保護のための自主的な取組	● 「認定個人情報保護団体制度」の機能と役割の拡充 などによる、民間の自主的な取組を促進する仕組の検討。
4	データ利活用に関する施策の在り方	● イノベーションを促進する観点から、より柔軟なパーソナルデータの利活用方法の検討（ 個人情報と匿名加工情報制度の中間的な規律の必要性 ） など。
5	ペナルティの在り方	● 現行のペナルティ （最大1年以下の懲役又は50万円以下の罰金） では実効性が不十分 との議論と、 事業者に対する萎縮効果 なども踏まえ、適切な在り方を検討。
6	法の域外適用（イコール・フッティングの確保）・越境移転の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国事業者に対する法執行の域外適用・執行手法について、各国主権との関係整理の視点なども含めて検討（現行では外国事業者に対する「報告徴収・立入検査」や「命令」は規定されていない）。 ● 個人データの保護と円滑な流通に向けた国際的な枠組み構築を主導するとともに、越境移転にかかる課題（外国政府による個人データへのアクセスや過度なローカライゼーション）への対応検討。

3. 質疑応答